

社会福祉法人渋川市社会福祉協議会 委員会設置規程

(平成30年3月28日制定)

沿革 令和 2年12月24日議決

(委員会の設置)

第1条 社会福祉法人渋川市社会福祉協議会に次の委員会を置く。

- (1) 安全衛生委員会
- (2) 善意銀行運営委員会
- (3) 高齢者生活福祉センター入居判定委員会
- (4) 法人後見運営委員会

(委任)

第2条 委員会の運営に関し必要な事項は、会長において別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、社会福祉法人渋川市社会福祉協議会委員会規程は、廃止する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

